

【Q1】 予約採用の説明会は、いつ実施されますか？

【A1】 対面での説明会は行わず、Web説明会を実施します。
詳細は3月下旬頃、本学Webサイトに掲載予定です。

【Q2】 採用候補者決定通知はどこに提出すればよいですか？

【A2】 所属される学部により、提出場所および日時が異なります。
詳細は3月下旬頃、本学Webサイトに掲載予定です。

【Q3】 採用候補者決定通知を紛失してしまいました。再発行できますか？

【A3】 スカラネットにアクセスし、採用候補者決定通知（簡易版）を印刷してください。
詳細は日本学生支援機構から交付された「給付奨学生採用候補者のしおり」または
「貸与奨学生採用候補者のしおり」の5～6ページに記載があります。

【Q4】 予約採用で採用候補者となりましたが、奨学金が不要となりました。辞退できますか？

【A4】 現時点では採用が確定していないため、手続きを行わなければ辞退したものとして取り扱われます。

【Q5】 予約採用で申請した内容を変更できますか？

【A5】 採用候補となった奨学金について、進学届の提出（入力）時に内容の変更が可能です。一方、予約採用で未申請、もしくは不採用となった奨学金については、進学届での追加はできません。定期採用で改めて申請してください。

【Q6】 貸与奨学金の保証制度を変更することはできますか？

【A6】 進学届の提出（入力）時に、保証制度の変更が可能です。但し、進学届の提出後は変更できませんので、十分に検討してから選択してください。

【Q7】 貸与奨学金を人的保証で申請しましたが、保証人を依頼していた人から断られてしまいました。他に条件を満たす者がいない場合、人的保証を選択することはできませんか？

【A7】 保証人の条件に当てはまらない人物でも、選任できる場合があります。

（例）65歳以上の祖父または祖母等

但し、本来の条件に当てはまらない人物を選任する場合は、貸与予定総額の返還を確実に保証できる資産・資力を証明する書類を、採用手続き時に提出する必要があります。

【Q8】入学時特別増額貸与奨学金を利用したいのですが、日本政策金融公庫の『国の教育ローン』の手続きが「必要」な対象者となっています。どのように手続きすればよいですか？

【A8】まず、日本政策金融公庫の『国の教育ローン』に申請してください。手続きは大学ではなく、保護者の方から日本政策金融公庫へ直接ご相談ください。

◆『国の教育ローン』の審査の結果、融資を断られた場合

◆『国の教育ローン』を申込みしたが、審査の結果、融資を受けられなかった場合

は、進学届を提出（入力）時に、「融資を受けられなかった日付」もしくは、「申込みできなかったことを確認した日付」を申告いただきます。

※虚偽の申告があった場合は、採用取消となり全額返金いただくこととなります。

もし『国の教育ローン』の融資を受けることができた場合は、入学時特別増額貸与奨学金は申請できませんので、必ず辞退してください。

【Q9】入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者ですが、必要がなくなったので辞退したいです。

【A9】進学届の提出（入力）時に、「希望しません（辞退します）」を選択してください。

但し、労働金庫の『入学時必要資金融資（つなぎ融資）』を受けている方は、進学後に入学時特別増額貸与奨学金を受け、それを『入学時必要資金融資』の返済に充てるのが融資を受ける条件となっているため、絶対に辞退しないでください。

【Q10】 予約採用で給付奨学金に申請して採用されましたが、採用候補者決定通知の選考結果には「支援区分：第IV区分（私立理工農）」と記載があります。文系の学部に進学しても、支援は受けられますか？

【A10】 本学では、農学部および先端理工学部が理工農系学部該当します。その他の学部に進学される場合、給付奨学金の第IV区分（私立理工農）としての支援は受けることができません。